

MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 5 年 9 月 11 日 第 151 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
T E L 06-6359-8812
F A X 06-6359-8799
H P <http://mac-8812.co.jp>
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

最低賃金が上がります!!

令和 5 年 10 月から各都道府県の最低賃金の額が変更されます。
近畿圏の最低賃金は下記の通りです。

都道府県名	最低賃金額	
滋賀	967	(927)
京都	1,008	(968)
大阪	1,064	(1,023)
兵庫	1,001	(960)
奈良	936	(866)
和歌山	929	(831)

※カッコ数字は令和4年度最低賃金

※時間給だけでなく日給並びに月給においても最低賃金を
上回るかご確認願います。

- 非正規雇用者対象に賃金を3%以上昇給させた場合、助成される
制度（キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース）がありますので
お問い合わせください。